

浜松市飲食店テイクアウト等取組支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた飲食店を営む中小企業者等が実施するテイクアウトやデリバリー事業でのプラスチック製以外の容器等購入に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店 浜松市の区域内に存する食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可を有する店舗をいい、持帰り・配達飲食サービスのみの店舗その他飲食店の店舗において飲食をする場所を有しない店舗を除く。
- (2) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項に規定する中小企業者及び市長が別に定める法人等をいう。
- (3) 飲食スペース等 飲食店の店舗において飲食をする場所その他利用者が使用できる場所をいう。
- (4) テイクアウト 消費者が、飲食店で調理した商品及び店舗内で提供している飲食品を飲食店で購入し、自宅等に持ち帰ることをいう。
- (5) デリバリー 飲食店で自ら又はデリバリー代行業者（飲食店に代わり、電子計算機によるシステム等を提供し、飲食店から消費者の自宅等に消費を配達する事業を営む者をいう。）を利用して、飲食店で調理した商品を、店舗から消費者の自宅等に配達することをいう。
- (6) 容器等 飲食店がテイクアウト又はデリバリーで消費者に提供する商品を直接入れて持ち運びをするために使用する容器、包装等であつて、消費者によって消費されるものをいう。
- (7) エコ容器等 紙、木、竹、草等の環境に配慮した素材による容器等をいう。
- (8) プラスチック製容器等 商品の提供等に際し使用されるプラスチック（植物系プラスチックを含む）製の容器等をいう。

(補助事業者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 浜松市内で飲食スペース等を有する飲食店を営業している中小企業者等

- (2) 営業に必要な許可等を全て有している者
- (3) テイクアウト又はデリバリーで提供する商品について、消費者向けに周知していること。
- (4) 市税を完納していること、又は市から徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けている者
- (5) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員などをいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - エ アからウまでに掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (7) 前号アからエに該当する者が、経営に事実上参画していないこと。
- (8) 市長が、補助金交付対象事業の店舗の名称その他補助金の活用状況を取りまとめ、これを浜松市ホームページその他の方法により公表することに同意すること。

（補助事業）

第4条 補助の対象となる事業は、補助事業者が、テイクアウト又はデリバリーで商品提供する際に使用するエコ容器等を購入する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業としない。

- (1) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- (2) 法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる場合
- (3) 補助事業と同一の事業において、他の助成制度による財政的支援を受けた、又は受ける見込みのある事業（市長が認める場合を除く。）

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費のうち、第7条の事業期間（以下「事業期間」という。）内に支出した経費であつて、別表1に掲げるもの（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で前条に規定する補助対象経費の3分の2以内の額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、飲食

店1店舗当たり20万円を限度とする。

(事業期間)

第7条 第5条で規定する事業期間は、令和3年8月1日から令和4年2月20日までとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(第1号様式。電磁的記録を含む。)に次に掲げる書類を添えて、市長に対し、令和3年10月1日から令和4年2月22日まで(以下「申請期間」という。)に郵送または電子情報処理組織を利用した方法により申請しなければならない。

- (1) 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可証の写し
- (2) 領収書その他申請者が補助対象経費を支出したことを証する書類(宛名が申請者と同一名義のものに限る。)
- (3) テイクアウト又はデリバリーで提供する商品について、消費者向けに周知したことがわかる書類(ホームページの写し、チラシ、ポスター、店内ポップ等)
- (4) 購入したエコ容器等の実物写真
- (5) 購入したエコ容器等の詳細が分かるカタログ等の写し
- (6) 飲食店に設置されている飲食スペース等の写真
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの。

(交付の決定及び条件)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、申請者に対する補助金の交付及びその額を決定する。

2 前項の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- (2) 補助事業の完了により当該補助事業者には相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
- (3) 第10条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第3項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。
- (4) 第10条第3項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未

納額との相殺をすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

- 3 前項の規定による決定の通知は、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、補助金を交付することにより行うものとし、補助金の不交付を決定したときは、申請者に対し、不交付決定通知書（第2号様式）による通知をもって行うものとする。
- 4 前項の規定による補助金の交付は、補助金交付申請書（第1号様式。電磁的記録を含む。）に記載された口座に振り込むことにより行うものとする。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な交付のため、必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又はその職員に当該対象店舗等、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 規則第17条第1項各号のいずれかに該当するとき。
 - (2) 補助金の申請又は補助事業の実施において、不正、虚偽又はこの要綱の目的に反する行為その他不適正な行いがあったとき。
 - (3) 補助金の交付後に、補助事業と同一の事業において、他の助成制度による財政的支援を受けたとき（市長が認める場合を除く。）。
 - (4) 正当な理由がなく前条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付について不相当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定を取り消したときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるとともに、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第2項の規定により補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
 - 4 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項による補助金の返還命令を決定したときは、補助事業者に対し、補助金交付取消決定及び補助金返還命令書（第3号様式）により通知するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

- 第12条 補助事業者は、前条第2項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

(雑則)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月27日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月6日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月31日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表1 (第5条関係)

補助対象経費	
物品購入費	<p>以下の条件を満たすテイクアウト又はデリバリーで使用する容器等の購入に要する経費。ただしプラスチック製容器等は除く。</p> <p>【素材】 木、紙、パルプモールド、バガス、バンブー、パームヤシ、その他草木 ※耐水・耐油のラミネート、コーティング加工は可</p> <p>【種類】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器…消費者に商品を提供する際に入れる器・ 包装等…消費者に商品を提供する際に包むもの又は袋、容器内で間仕切りに使用する小分けカップ等、弁当や総菜等に付随して提供する割りばし、スプーン、

	フォーク、ストロー、おしぼり、紙ナプキン等
--	-----------------------

備考

- 1 テイクアウト又はデリバリー事業の実施に直接要する経費に限る。
- 2 領収書又は支払いを証する書類（宛名が申請者と同一名義のものに限る。）が提出できない経費は、補助対象経費から除外する。